

平成25年度入札制度の見直しについて

1 低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方式の見直し

国の見直しに準拠し、調査基準価格の算定方式について見直しを行い、これら価格の引上げを図ります。

(現行) 直接工事費(95%)＋共通仮設費(90%)＋現場管理費(80%)＋一般管理費等(30%)

(改正) 直接工事費(95%)＋共通仮設費(90%)＋現場管理費(80%)＋一般管理費等(55%)

※ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

特別なものについては、上記の算定方式にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。

2 最低制限価格の算定方式の見直し

国の見直しに準拠し、最低制限価格の算定方式について見直しを行い、これら価格の引上げを図ります。

(現行) 直接工事費(95%)＋共通仮設費(90%)＋現場管理費(80%)＋一般管理費等(30%)

(改正) 直接工事費(95%)＋共通仮設費(90%)＋現場管理費(80%)＋一般管理費等(55%)

※解体工事に適用する最低制限価格の算定方式は下記のとおりですので、ご注意ください。

直接工事費(75%)＋共通仮設費(70%)＋現場管理費(70%)＋一般管理費等(30%)

※ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

特別なものについては、上記の算定方式にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合とする。

3 適用期日

平成25年10月1日以降公告の入札から適用とする。

※「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の用語の定義については、原則として、それぞれ次の要領等の例によるものとする。

- 北海道建設部の土木請負工事工事費積算要領（一般土木編）
 - 北海道建設部営繕工事積算基準
 - 北海道建設部下水道用建築・建築設備請負工事積算基準
 - 水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表（水道事業実務必携）
- *なお、「一般管理費等」には、『保証経費』を含みます。

問合せ先

小樽市財政部契約管財課(市役所別館2階) 電話 0134-32-4111 内線 237
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 FAX 0134-23-0675